

令和 6 年 6 月 19 日現在

機関番号：33908

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2023

課題番号：20K19550

研究課題名（和文）社会教育法の成立が日本スポーツ界に与えた影響

研究課題名（英文）The Social Education act and the Japanese Sports

研究代表者

富田 幸祐（TOMITA, Kosuke）

中京大学・スポーツ科学部・任期制講師

研究者番号：50828217

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では社会教育法成立（1949年）以降のスポーツ団体による活動の実態を明らかにすることを目的とした。社会教育法の成立は、民間団体に対する国庫補助金交付を一切禁止した。この民間団体には日本体育協会をはじめとするスポーツ団体も含まれていた。国庫補助金の交付が禁止となる中で、スポーツ団体に対しては経常事業への交付はしないこと、スポーツ団体ではなく個人または個人の集まりである集団に対し交付するといった形が取られていたこと、スポーツ大会の直接経費の「広義の法解釈上、許される範囲」で事業経費の一部として補助金を出すといった形が取られていたことが明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では政府のスポーツに対する認識を整理できたと考えている。政府は社会教育法が成立した段階で、国庫補助金を社会教育関係団体である日本体育協会に交付するのは難しいと認識していた。しかし一方で、オリンピックへの参加や東京へのオリンピック招致活動は国家的なイベントであり、予算を交付することは不可欠であると認識しており、その中で補助金の交付が可能な方法が模索されていたのである。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study was to clarify the actual status of the activities of sports organizations since the enactment of the Social Education act (1949). The enactment of the Social Education act prohibited any government subsidies to private organizations. These private organizations included the Japan Sports Association and other sports organizations. While government subsidies were prohibited, sports organizations were not allowed to receive subsidies for recurring projects, subsidies were given to individuals or groups of individuals rather than to sports organizations, and subsidies were given as part of project expenses for direct costs of sports events "to the extent permissible under a broad interpretation of the law. It was also found that grants were made to individuals or groups of individuals and not to sports organizations.

研究分野：スポーツ史

キーワード：スポーツと政治 社会教育法 国庫補助金

1. 研究開始当初の背景

現在の日本では2011年6月に制定されたスポーツ基本法を法的根拠としてスポーツ団体に対する国庫補助金の交付が行われている。戦後のスポーツに対する補助金交付の法的根拠の系譜をたどると1959年の社会教育法改正及び1961年のスポーツ振興法制定に遡ることができるが、それ以前の時期にはその法的根拠を見出すことが出来ない。これには1949年6月に制定された社会教育法は関わっている。日本国憲法第89条では宗教団体や慈善、教育事業に対する公的資金の支出を禁止しているが、社会教育法では、より具体的に、政府から民間団体への補助金の交付を禁止した。このことは民間団体の自主性の保護、政府による介入を避けるという意味があり、日本体育協会をはじめとするスポーツ団体もその対象に含まれることとなった。すなわち1949年から1958年の期間は政府からスポーツ団体に対する国庫補助金の交付が一切禁止されていたのである。

1949年の社会教育法の成立は、民間団体に対する政府の「非援助・非介入」を制度化したものであった。しかしこの時期の日本体育協会をはじめとするスポーツ団体は、戦後日本におけるスポーツの復興、進展のため国内におけるスポーツ振興、国際競技大会への参加、そしてオリンピック招致と活発な活動を行い、その費用はスポーツ団体の独力でまかなうことのできない規模となっていた。スポーツ団体にとって補助金交付禁止は死活問題であり、限界であった。1959年の東京オリンピック招致決定を前後に社会教育法が改正され、そしてスポーツ振興法が成立し、禁止されていた政府によるスポーツ団体への国庫補助金交付が可能となったが、それまでの期間においてスポーツに関わる事業はどのように資金を確保して実施されていたのだろうか。

2. 研究の目的

本研究では1949年の社会教育法成立後の日本におけるスポーツ関わる事業の展開について、特に、国際競技大会への選手派遣や国内競技大会の開催に関わるものを対象として明らかにすることを目的とした。当初の目的では、主たる対象として日本体育協会(現在の日本スポーツ協会)を取り上げることが想定していた。なぜなら日本体育協会は、大衆スポーツから競技スポーツまで幅広いスポーツの振興を担う日本最大の民間スポーツ団体だからである。ただ、当該時期におけるスポーツ事業は日本体育協会によるものだけでなく地方自治体や、新聞社などが主体となって事業が開催されることもあったことから、対象を広げることとした。

3. 研究の方法

研究目的を遂行するために、以下の通り調査を行った。

日本スポーツ界における当該時期の事業と資金調達について明らかにするため、日本体育協会の年史や議事録、スポーツ関連雑誌の収集を行った。

地方自治体や新聞社による事業の開催を明らかにするため、開催された事業に関する資料や新聞の収集を行った。

これらの収集した史料を本研究では歴史学的手法によって分析を行った。

4. 研究成果

スポーツ団体に対する補助金交付の実態

社会教育法の成立は、民間団体に対する国庫補助金交付を一切禁止し、その対象には日本体育協会をはじめとするスポーツ団体も含まれていたが、実際は国庫補助金の交付が実施されていた。『新体育』第28巻第2号の「日本体育協会等スポーツ団体への助成」には次のような一文がある。「現実の問題としては、明朗健全な国民生活の確率に大きな役割を占めるスポーツの奨励のために寄与しているアマチュア・スポーツ団体に対する国の直接的な女性というものが叫ばれ、又必要に迫られてきたことは衆知のとおりである。もちろん、これまで国はただ単に手を拱いて何らなすことがなかったかという、そうでもなく、種々のスポーツ団体の独立事業(経常事業に対して云う)のうち、個人又は個人の集りである集団を対象とし、或いはスポーツの祭典的大会等の直接経費を対象として、広義の法解釈上、許される範囲内でそれぞれの事業経費の一部として補助金を支出し、助成してきた」、このように社会教育法による国庫補助金の交付禁止の状況下にも関わらず、スポーツ団体には補助金の交付が実質的に実施されていたのである。もちろんこうした状況に対し、矛盾を感じている関係者も存在し、その矛盾を解決する意味で、社会教育法の改正が求められることになったのである。

地方自治体によるスポーツ事業の実施

スポーツ団体に対する補助金交付が禁止される中で、直接に地方自治体が主催を担うことでスポーツに対する補助金の交付が実施されていたことも確認できる。例えば五大都市体育大会が挙げられる。横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市の5都市の共催による大会で、第1回大会は神戸市で1950年に開催された。都市持ち回りによって2003年まで50年近く毎年開催されていたものである。1951年に横浜市で実施された第2回大会の資料を確認すると、主催に

は横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市と各市の体育協会、体育振興協議会、教育委員会が連ねており、地方自治体が直接大会を開催する形をとっていたことがわかる。

社会教育法の成立以降も。スポーツ事業は政府や地方自治体によるバックアップの元で実施されていたのである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 富田幸祐	4. 巻 10
2. 論文標題 新興国競技大会（GANEFO）に参加した水球チーム	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本体育大学スポーツ科学研究	6. 最初と最後の頁 14-27
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------